平成２２年（フ）第３９４号
高知市長浜3822番地15
債務者　岡本　尚典
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３９９号
高知市大津乙1058番地４　北浦ハイツ201号
債務者　加藤　貞雄
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４０２号
高知市鴨部1350番地10　日月マンション305
債務者　尾﨑喜美男
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４０８号
高知市桟橋通３丁目９番16号　小松アパート101
債務者　髙橋　栄子
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３１号
高知県安芸市港町１丁目717番地１
債務者　小松　伸也
1　決定年月日時　平成22年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２２年（フ）第３３号
高知県安芸市染井町９番９号　西野マンション３階302号室
債務者　横井　妙恵
1　決定年月日時　平成22年６月22日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２２年（フ）第３４号
高知県安芸市本町３丁目４番４号
債務者　川竹　　明
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２２年（フ）第３５号
高知県安芸郡東洋町大字河内96番地
債務者　山下　　隼
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２２年（フ）第７６号
福岡県飯塚市伊岐須814番地６
債務者　松永　英二
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第７７号
福岡県飯塚市伊岐須814番地６
債務者　松永　成美
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第７８号
福岡県飯塚市川津268番地３　カーサ宮の前202
債務者　江藤真由美
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第８３号
福岡県飯塚市中478番地２
債務者　鯰井早百合
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第２０３号
福岡県久留米市朝妻町13番11号
債務者　山口　絹子
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第２２３号
福岡県うきは市吉井町千年514番地
債務者　佐々木哲典
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第３２号
福岡県田川市大字伊田2651番地
債務者　藤田　洋司
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第６４号
福岡県田川市大字伊加利1908番地１
債務者　永末　和也
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第６５号
福岡県田川市大字伊加利1908番地１
債務者　永末　千鶴
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第３３５号
大分県臼杵市大字福良544番地
債務者　安東理恵子（旧姓其田）
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係